

FIT/FIP制度の適正な運用について

(適正な廃棄等の担保等)

2023年7月31日

資源エネルギー庁

本日の御議論について

(適正な廃棄等の担保に向けた取組状況)

- 再エネ発電設備の廃棄等に関する懸念に対応し、適切な廃棄等を担保するため、再エネ特措法においては、
 - 認定基準として、再エネ発電設備の廃棄等に関する計画が適切であることを求め、これに基づき、事業計画策定ガイドラインにおいて、計画的な廃棄等費用の確保や、事業終了後の関係法令を遵守した再エネ発電設備の撤去・処分を求めている。
 - また、エネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法に基づき、2022年7月から、10kW以上の事業用太陽光発電設備を対象に、原則、源泉徴収的な外部積立てによる廃棄等費用積立制度を開始した。
(p.2参照)
- さらに、再エネ発電設備のリサイクル・適正処理に関する対応の強化に向け、制度的対応も含めた具体的な方策について検討することを目的として、環境省・経済産業省が共同事務局となって「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を立ち上げ、本年4月より、現在までに計4回の会合を開催し、検討を進めているところ。(p.3, 4参照)

(本日の御議論について)

- 本日は、前述のとおり、10kW以上の事業用太陽光発電設備を対象とした廃棄等費用積立制度が2022年7月から開始している中で、FIT/FIP制度上、①認定出力の「10kW以上」から「10kW未満」への減少や、②認定出力の「10kW未満」から「10kW以上」への増加が生じた場合における適正な廃棄等費用を確保するための運用の明確化等を御議論いただきたい。

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度

- 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保するため、エネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法（2020年6月成立）において、10kW以上の事業用太陽光発電設備の廃棄等費用の積立制度について措置。原則、源泉徴収的な外部積立てを行うこととしている。
- 積立時期は、調達期間/交付期間の終了前10年間（20年間の調達期間のうち、後半の10年間）となっており、FIT制度開始から10年が経過する2022年7月に、最も早い事業の積立てが始まっている。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金 額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時 期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

(注) 10kW未満の太陽光発電設備については、家屋解体時に適切に廃棄されると想定されることを踏まえ、本制度の対象外としている。

(参考) 再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会

- 今後排出の増加が見込まれる、太陽光パネルをはじめとする再エネ発電設備のリサイクル・適正処理に関する対応の強化に向け、制度的対応も含めた具体的な方策について検討することを目的として、環境省・経済産業省共同事務局の有識者検討会を立ち上げ、第1回を4月24日に、第2回を5月19日、第3回を6月19日、第4回を7月18日に開催。
- さらに関係者ヒアリング等を経て、まずは論点を整理し、年内目途に今後の方向性について結論を得る予定。

委員名	所属
高村 ゆかり	東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
青木 裕佳子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 理事
飯田 誠	東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授
大関 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター 太陽光システムチーム 研究チーム長
大塚 直	早稲田大学 法学学術院 教授
桑原 聡子	外苑法律事務所 パートナー弁護士
神山 智美	富山大学 経済学部 経営法学科 教授
所 千晴	早稲田大学 理工学術院 教授 / 東京大学大学院 工学系研究科 教授
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 教授
吉田 綾	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員

オブザーバー

山梨県、福岡県、(一社)太陽光発電協会、(一社)日本風力発電協会、(一社)日本小形風力発電協会、(公社)全国解体工事業団体連合会、(公社)全国産業資源循環連合会、ガラス再資源化協議会

(参考) 再エネ設備の廃棄・リサイクルに関するこれまでの取組と今後の方向性

第1回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会(2023年4月24日)資料2 一部加工

これまでの取組

- 再エネ特措法の認定基準として、**発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であることを求めている**。これに基づき、事業計画策定ガイドラインにおいても、**計画的な廃棄等費用の確保と事業終了後の関係法令を遵守した上での撤去及び処分**を求めている。
- 太陽光については、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法に基づき、**2022年7月から、10kW以上の事業用太陽光発電設備**について**原則外部積立を行う積立制度により費用を担保**。
- 各地方の経済産業局や自治体を通じ、事業用・家庭用のパンフレット等により**廃棄について周知を実施**。
- 太陽光パネルについては、**NEDOを通じ、リサイクルの高度化・低コスト化に向けた研究開発を行っている**。

今後の方向性

- 再エネ特措法の改正法案において、
 - ① **関係法令に違反する事業者**に対しては、関係省庁・自治体で連携し、速やかに**FIT・FIP交付金による支援を一時停止**することとしており、こうした制度を厳格に運用することを通じ、**違反の解消又は適切な廃棄等を促す**。
 - ② また、**既存再エネの有効活用**の観点からは、**地域との共生と適切な廃棄を大前提に、太陽光の出力増強・更新時のルールを見直す**こととしており、長期電源化に向けた取組を進めていく。
- **太陽光発電**については、
 - ① **パネル含有物質の情報提供を再エネ特措法の認定基準に追加する等の検討**をするとともに、
 - ② 事業廃止後の使用済太陽光パネルの**安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や、必要に応じて義務的リサイクル制度の活用も含め検討**する。
- **風力発電**については、
 - ① 今後導入が進む**大型風力のブレード等のリサイクル技術開発の動向を把握し、必要な検討を行う**とともに、
 - ② 小形風車については、事業や廃棄の実態も踏まえ、**適切な廃棄に当たって必要となる措置について検討**する。
- また、**中小水力・バイオマス・地熱**についても現状を分析し、必要な検討を行っていく。

太陽光発電事業での認定出力「10kW以上」→「10kW未満」への計画変更の取扱い（案）

- FIT/FIP制度では、認定出力が「10kW以上」の区分の太陽光発電事業について、廃棄等費用積立制度の対象となっている。
- こうした制度の下で、適切な廃棄等を担保するため、今後、運転開始後においては、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させる変更認定は原則認めないこととしてはどうか。
- ただし、太陽光発電事業の実施に当たり、地域との調整や景観・反射光への対応等により、運転開始後に、やむを得ず、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させざるを得ない場合もあり得る。このため、以下の①～③の条件を全て満たす場合に限り、こうした変更認定を例外的に認めることとしてはどうか。
 - ① 認定出力の減少に伴って、太陽光パネルも10kW未満に減少させること
 - ② 変更認定に伴う発電設備の減少について、適切な廃棄等が実施されたこと
注：解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書などの書類提出に加えて、実際に適切な廃棄等が実施されたことを確認するため、産業廃棄物管理表（マニフェスト）・写真（取り外し前・中・後）・領収書などの書類提出を求める。
こうした書類の提出がない場合には、変更認定を認めない。
 - ③ 変更認定後になお残る太陽光パネルについても、適切な廃棄等の計画を提出すること

運用の明確化に伴う諸論点（案）①

① 認定出力「10kW以上」→「10kW未満」への計画変更以外の場合の適切な廃棄の担保

- 前述p.5のとおり、太陽光発電事業において、運転開始後は、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させる変更認定は原則認めないこととしつつ、前述p.5①～③を満たす場合には、変更認定を例外的に認めることとした。この例外的条件②では、**変更認定時において、変更認定に伴う発電設備の減少について、適切な廃棄等が実施されたことを確認することとしている。**
- このような条件に該当する場合の他にも、運転開始後に、
 - **認定出力「10kW以上」の区分の中で認定出力を減少させるケース**
 - **認定出力「10kW未満」の区分の中で認定出力を減少させるケース**など（※1）において、同様に、変更認定に伴う発電設備の適切な廃棄等を担保することが重要となる。
- したがって、これらのケースについても、**変更認定時において、変更認定に伴う発電設備の減少について、適切な廃棄等が実施されたことを確認する**（※2）こととしてはどうか。

（※1） 前述p.5②と同様に、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書などの書類提出に加えて、実際に適切な廃棄等が実施されたことを確認するため、産業廃棄物管理表（マニフェスト）・写真（取り外し前・中・後）・領収書などの書類提出を求める。こうした書類の提出がない場合には、変更認定を認めない。

（※2） この他、太陽光パネルの出力を減少させるケースや、太陽光以外の再エネ発電事業において認定出力を減少させるケースについても同様に扱う。

運用の明確化に伴う諸論点（案）②

② 地域活用要件の取扱い

- 10-50kWの事業用太陽光発電は、レジリエンスの強化や需給が近接した形での事業実施の促進等を目的に、**2020年度新規認定案件より、以下2点を基本とする自家消費型の地域活用要件を設定している。**
 - 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること
 - 災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること
- 今後、前述p.5①～③の例外的条件を満たして、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させる変更認定を受けた太陽光発電事業であって、当初認定時に地域活用要件の対象となっていたものについては、次のように取り扱うこととしてはどうか。
 - 地域活用要件の対象となる10-50kWの事業用太陽光発電では、新規認定時の認定基準として、**再エネ発電設備を自家消費が可能な構造とすることを確認**している。これらの事業については、**変更認定時にも、再エネ発電設備を自家消費が可能な構造とすることを確認**することとし、**引き続き、自家消費を継続することを求める**こととしてはどうか。
 - 地域活用要件の対象事業では、**FIT制度における国民負担の下で、災害時に自立運転が可能である設備としつつ、一般の用に供することが可能である給電用コンセントが既に具備されている**。認定出力を減少させる場合であっても、**引き続き使用可能**と考えられることから、**変更認定後の事業においても「災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること」を求める**こととしてはどうか。

運用の明確化に伴う諸論点（案）③

③ 太陽光発電事業での認定出力「10kW未満」→「10kW以上」への計画変更の取扱い

- 今般の運用の明確化に伴い、認定出力を「10kW未満」から「10kW以上」へと増加させる変更認定についても検討を行ったところ、以下の点が論点となる。
 - FIT/FIP制度では、調達期間/交付期間（「10kW未満」の区分：10年間／「10kW以上」の区分：20年間）を前提として、各種コストや適正な利潤を踏まえた調達価格/基準価格が設定されている。
 - 仮に、当初「10kW未満」の区分でFIT/FIP制度の認定を受け、一定の期間の事業を実施した後で、認定出力を増加させて「10kW以上」の区分で事業を継続すると、運転開始11年目～20年目までの間もFIT/FIP制度による支援を受けることとなり、事業者に超過利潤が生じるおそれがある。
- このため、今後、太陽光発電事業において、運転開始後は、認定出力を「10kW未満」から「10kW以上」へと増加させる変更認定は一律に認めないこととしてはどうか。